

## 教育委員会会議録

開会の日時	令和5年12月21日 午後7時00分
閉会の日時	令和5年12月21日 午後7時15分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 永井 正高・駒田 聡子・中西 康裕 畑井 祐樹・中村 文大
会議録に署名する委員氏名	中村 文大・駒田 聡子
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 松葉 清高 参事兼社会教育課長 沖塚 孝久 教育総務課長 前村 忍 学校施設整備課長 木村 扶美夫 スポーツ課長 東浦 久修 教育研究所長 上永 真弓 学校教育課副参事 中川 靖美 学校教育課副参事 西山 早苗 学校教育課副参事 谷口 北斗 学校教育課副参事 東端 伸治 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した事件	議案第48号 奨学生の決定について 議案第49号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について 議案第50号 伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則の制定について

## 教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中村委員、駒田委員を指名

会議に付する案件

議案第 48 号 奨学生の決定について

議案第 49 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について

議案第 50 号 伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則の制定について

議案第 48 号については、個人情報に関することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

## 教育長報告

前回の教育委員会からの報告をします。

11 月の教育委員会から本日までに、小中学校における感染症による学級閉鎖が 23 校 43 学級、学年閉鎖が 1 校 1 学年、幼稚園では、1 園 1 学年ありました。各学校・幼稚園における感染対策に万全を期したいと考えています。

今年も、伊勢市学校給食協会と飯綱農協から、りんごが中学生全員に贈られました。市長への贈呈式が 12 月 4 日に実施されました。

12 月議会では、社会保障制度の学習の取組についてと学校における子どもたちの生活環境について、防災教育の現状について、小俣町地区の小中学校に係る教育課題についての 4 件の一般質問がありました。昨日、12 月議会は閉会しました。

1 月 7 日には、二十歳のつどいが開催されます。コロナ禍以前の 1 部制で実施予定です。委員の皆様にもお越しいただくこととなりますのでよろしくお願ひします。

各学校に対して、この時期は飲酒の機会がふえることから飲酒運転の禁止やセクハラ、体罰の禁止など、教職員の綱紀粛正について、また、冬季休業中の児童生徒の生活に関する重点指導事項について、周知しているところです。

今年度の 2 学期の終業式は、全ての小中学校で明日行われます。

以上、私からの報告は終わります。

## 教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 48 号 奨学生の決定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## 事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、伊勢市奨学金支給条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により、令和 5 年度の奨学生のうち、臨時特例分の奨学生について、奨学生選考委員会の報告

に基づき、教育委員会において決定を願うものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### **学校教育課副参事**

「議案第 48 号 奨学生の決定について」ご説明申し上げます。

これは、奨学生の決定をお願いするにあたり、伊勢市奨学生選考委員会の審査結果をご報告申し上げます。

お手元の資料①、1 ページをご覧ください。

11 月中にお受けした申請は 6 名でございます。

選考委員会でご審査いただきました結果、6 名全員が選考されました。

11 月申請者分の支給予定額は、66 万円でございます。

申請者ごとの結果につきましては、3 ページをご覧ください。

以上、「議案第 48 号 奨学生の決定について」についてご説明申し上げます。

何卒、よろしくお願いいたします。

#### **教育長**

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

#### **教育長**

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第 48 号 奨学生の決定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

#### **教育長**

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 48 号 奨学生の決定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

#### **教育長**

つづきまして「議案第 49 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」を議案といたします。

事務部長から提案説明を行います。

#### **事務部長**

2 ページをご覧ください。

これは、外国語指導助手の年次有給休暇の取得単位及び夏季休暇の取得可能期間を改めるため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

### **学校教育課副参事**

「議案第 49 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

これは、伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正することに伴い、これに準ずることとなる教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に属する市職員についても同様の取り扱いとなりますが、ALT については別途、「外国語指導助手の勤務条件等に関する規則」に定めがあるため、他の職員と同様に改正するものでございます。

第 5 条第 2 項につきましては、年次有給休暇の単位取得について、時間単位から時間又は分単位で取得することができるに改正するものです。

第 6 条第 1 項第 11 号につきましては、夏季休暇の取得可能期間について、業務の繁忙期であることやその他業務の事情により当該期間内に夏季休暇を使用することが困難であると認められた場合、6 月から 10 月までの期間に取得可能と改正するものでございます。

本日、ご承認をいただきましたならば、施行日につきましては、公布の日からの施行とさせていただきます。

以上、「議案第 49 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしくお願いいたします。

### **教育長**

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

### **畑井委員**

教えていただきたいんですが、時間単位で取得するというのが改正前で、改正後は 1 時間または 1 分単位でということなんですけど、元々時間単位で制定されていて、これで何か不都合なことがあったんでしょうか。これを変えなければいけない理由とかはあるんですか。

### **学校教育課副参事**

今回、国からの通知に基づいて規則改正を行うものですが、今現在の状況としまして、運用で分単位でも取って頂いているという状況でございます。

### **畑井委員**

分単位といいますと、管理する方がすごく大変になると思うんですが、職員の方の方が休みやすい運用をされているということですね。分かりました。

## 教育長

他にご意見ご質問等ございませんか。

## 教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第 49 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

## 教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 49 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

## 教育長

つづきまして「議案第 50 号 伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則の制定について」を議案といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## 事務部長

5 ページをご覧ください。

これは、伊勢市附属機関条例第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会を設置することに伴い、規則を制定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## 社会教育課長

「議案第 50 号 伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則の制定について」ご説明申し上げます。

これは、伊勢市立図書館において、効率的・効果的な図書館サービスの提供を目的に、蔵書管理や貸出業務を行うため「図書館電算管理システム」を導入しています。

現行システムは、平成 26 年に更新し、現在も継続して利用していますが、来る令和 6 年 9 月末日をもって、サポート・保守が終了となることから、新たにシステム更新を担う業務受託者を選定する委員会を設置するための規則でございます。

規則をお認めいただきましたならば、選定委員会を設置し、図書館電算管理システム更新にかかる業務受託者の選定を進めていくものでございます。

以上、「議案第 50 号 伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定

委員会規則の制定について」ご説明申し上げました。

何卒、よろしくお願いいたします。

**教育長**

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

**中西委員**

この選定委員会の構成人数については、こういう規則には定めのないか、あえて定めてないのかというのがちょっと分からないですけど、今回のこの想定人数としては何名になっているのかというのを教えてください。

**社会教育課長**

選定委員会の構成人数につきましては、附属機関条例において15名以内という形で定められております。

今回、想定をさせていただいておりますのは、5名を委員会の委員構成としたい、このように考えております。

**教育長**

他にご意見ご質問等ございませんか。

**教育長**

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第50号 伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

**教育長**

異議なしとのことでございます。よって、「議案第50号 伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則の制定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

**教育長**

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

**教育長**

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。